

福祉施設等活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の障がい者支援施設、養護施設、母子施設、保育所、学童クラブ等（以下「施設」という。）が地域と協働して実施する親睦会、交流会等の事業に係る費用の一部を助成することにより、障がい者や地域児童の福祉の向上を図ることを目的に定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次のものが運営する施設とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) NPO団体
- (3) 認可外施設

2 前項において、介護保険事業を運営しているものは、助成の対象としない。また、社協の他の助成を受けている、受けようとする団体は除く。

(助成対象事業)

第3条 社協は、次に掲げる事業を実施する施設に対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

- (1) 障がい児・者、児童・親子が地域と協働して実施する事業
- (2) 障がい児・者福祉及び青少年の健全育成事業
- (3) その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、施設が事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

(助成金の条件)

第5条 事業運営に係る経費を助成する。ただし、上限を5万円とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする施設は、福祉施設等活動助成金申請書（様式第1号）を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

(助成の決定)

第7条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、福祉施設等活動助成決定通知書（様式第2号-1）または福祉施設等活動助成却下通知書（様式第2号-2）を施設へ通知する。

(事業の報告)

第8条 助成を受けた施設は、最終事業終了後、その日から30日以内かまたは当該年度の末日のいずれか早い日までに、福祉施設等活動助成事業実施報告書（様式第3号）、および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

(助成金の返還)

第9条 助成を受けた施設が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| この要綱は、平成18年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成19年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成22年 | 1月 | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成24年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成25年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成25年10月 | | 1日より施行する。 |
| この要綱は、平成27年 | 2月 | 1日より施行する。 |

(経過措置)

第5条において、施設立ち上げに係る経費については、平成27年2月28日までに、福祉施設等活動助成金申請書（新規施設用）（様式第1号-2）を提出した施設に対し、平成27年度に限り、備品購入に係る経費に10分の8を乗じて得た額を助成する。ただし、上限を30万円とし、予算の範囲内で助成することとする。

事業終了後、福祉施設等活動助成事業実施報告書（様式第3号-2）および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

別表（第4条関係）

1 助成対象となる経費

項目	詳細
消耗品費	チラシ等に使用するコピー用紙等
材料費	行事で使用する材料費（工作等の材料、食材料、カキ氷の氷や屋台の材料等、飲料代）
研修費	施設研修費（入場料、体験料）
賃借料	会場費、貸切バス代
講師謝礼及び旅費	障がい者や児童の福祉向上に関する講演会、研修会の講師謝礼及び旅費

2 助成対象外の経費

- (1) 貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等）
- (2) 外注の食事代
- (3) 活動に関する損害保険料